

## -茨城県立医療大学大学院臨床教育講師授与規程

(目的)

第1条 この規程は、茨城県立医療大学大学院（以下「本大学院」という。）の臨床実習を行う病院又施設等において豊富な経験を有する優れた臨床実習指導者に対して大学院臨床教育講師の称号を授与することに関し必要事項を定め、本大学院における学内教育と臨床教育との連携を強化し、より充実した臨床教育を実施することを目的とする。

(授与対象者)

第2条 大学院臨床教育講師の称号の授与の対象者は、次の各号の全てに該当し、教育研究上の能力があると認められる者とする。

- (1) 専門看護師または医学物理士として5年以上の臨床経験を有する者。
- (2) 各専門職分野について優れた知識及び経験を有し、かつ教育に熱意を有する者であること。
- (3) 臨床実習協力病院又は施設等における常勤の職員であること。

(推薦)

第3条 学科長、専攻科長及び付属病院長は、大学院臨床教育講師の称号を授与されることが適当であると認められる者（以下「称号授与候補者」という。）があるときは、当該称号授与候補者の氏名、経歴の概要等を記載した書面（様式第1号）を教育研究部会に提出して推薦することができる。

2 前項の推薦は、称号の授与の予定時期の2月前までに行うものとする。

(選考)

第4条 教育研究部会は、前条第1項の推薦があったときは、称号授与候補者の審査を行い、適任と判断したときは、学長に推薦するものとする。

2 学長は、前項の推薦があったときは、大学院臨床教育講師の称号の授与を決定する。

(称号の授与)

第5条 大学院臨床教育講師の称号の授与は、証書（様式第2号または様式第3号）を交付することにより行う。

(有効期間)

第6条 大学院臨床教育講師の称号は、付与した日から1年に限り有効とする。

2 大学院臨床教育講師の称号は、更新して授与することができる。

(取消)

第7条 学長は、大学院臨床教育講師として相応しくないと認めるときは、大学院臨床教育講師の称号の授与を取り消すことができる。

(施設等の利用)

第8条 学内関係規程に基づき、学長は必要に応じ大学院臨床教育講師の称号を授与された者に対し、茨城県立医療大学（以下「本学」という。）の教育研究又は行事に支障が生じない範囲内で本学の施設又は設備の利用を認めることができる。

2 前項の利用に当たっては、大学院臨床教育講師の称号を授与された者は本学の諸規程を遵守するものとする。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、臨床教育講師の称号の授与に関し必要な事項は、学長が別に定める。

付 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。



第 号

委 嘱 状

氏 名 殿

茨城県立医療大学大学院臨床教育講師の称号を授与する

とともに専門看護師臨床実習指導者を委嘱する。

期間は 年 月 日までとする。

年 月 日

茨城県立医療大学

学長 ○○ ○○ 印

第 号

委 嘱 状

氏 名 殿

茨城県立医療大学大学院臨床教育講師の称号を授与する

とともに医学物理士臨床実習指導者を委嘱する。

期間は 年 月 日までとする。

年 月 日

茨城県立医療大学

学長 ○○ ○○ 印